



医療機関版

## NEWS LETTER

2022年8月号

中村太郎税理士事務所

東京都新宿区西新宿7-4-7イマス浜田ビル3階  
TEL: 03-6302-0475 / FAX: 03-6302-0474

Topic

## データヘルス改革で診療所はようになる？

国が進めるデータヘルス改革。直近ではオンライン資格確認について、来春から原則義務化される方針が示されました。一方で、電子カルテシステムの動向も見逃せません。改革プランの進捗と、医療現場での普及状況に注目します。



## 情報共有は今年9月からスタート

データヘルス改革では、災害時や救急搬送時、複数医療機関にまたがる患者への対応などのさまざまな観点から、電子カルテ情報を共有し、全国的に閲覧可能とするための基盤づくりが進められています。

今年度は集中改革プラン ACTION1~3 が進められており、9月から一部共有も始まります。

ACTION1	全国で <b>医療情報</b> を確認できる仕組みの拡大
ACTION2	電子処方箋の仕組みの構築
ACTION3	自身の保健医療情報を活用できる仕組みの拡大

## ■ACTION1のスケジュール

## 2022年9月

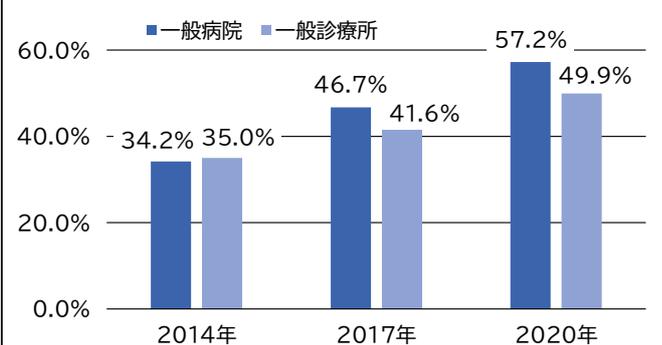
- **手術情報以外を医療機関・薬局へ共有開始**
- マイナポータルで患者が自身の保健医療情報を閲覧できる仕組みは、手術情報も含めて運用開始

## 2023年5月目途

- 医療機関や薬局への手術情報の共有(個別に同意を得る仕組みを構築した後に開始)

では、電子カルテシステムの普及がどの程度進んでいるのか、統計を見てみましょう。

## 電子カルテシステムの普及状況



厚生労働省 健康・医療・介護情報利活用検討会WG資料より作成

一般診療所の普及状況は、2020年時点で49.9%です。前回調査より8.3ポイント増加し、ほぼ半分に到達したところです。

電子カルテの導入には、IT導入補助金をご利用いただけます。2022年度は従来の通常枠とは別に、ハードウェアの購入費用も補助対象となるデジタル化基盤導入枠が創設されています(活用事例は前号(2022年7月号)参照)。他の助成金による支援も現在検討されていますので、最新情報にもご留意ください。

参考：厚生労働省「健康・医療・介護情報利活用検討会WG」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_25695.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25695.html)

## 診療科別にみる医師数と平均年齢

ここでは今年3月に発表された調査結果\*から、2020年末時点(以下、2020年)の主たる診療科別の診療所の医師数と平均年齢をみていきます。

### 医師数と平均年齢は右肩上がり

上記調査結果によると、2020年における全国の診療所の医師数は107,226人で、40年近く増加を続けています。男女の割合は男性が8割、女性が2割程度です。

平均年齢は2010年時点で58.3歳でしたが、2020年には60.2歳と、1982年以降で最も高くなっています。年代別の医師数は60代が最も多く31,835人、50代が28,495人、70歳以上が23,322人で続いています。

### 内科が全体の4割弱に

主たる診療科別の医師数や平均年齢などをまとめると右表のとおりです。内科が39,564人で全体の36.9%を占めました。内科以外では、眼科、整形外科、小児科などが全体の5%を超えています。

医師の男女割合では、皮膚科と婦人科、臨床検査科で女性が40%を超えました。

### 最高齢は外科の67.2歳

医師の平均年齢では、外科の67.2歳が最も高くなりました。病理診断科も65歳を超えています。反対に平均年齢が若いのは、臨床研修医の33.2歳を除くと美容外科の43.4歳で、救急科の44.9歳が続いています。

診療所医師の平均年齢は60歳を超え、高齢化が進んでいることがうかがえる結果となりました。

主たる診療科別の診療所医師数と平均年齢

主たる診療科	医師数 (人)	男女割合(%)		平均年齢 (歳)
		男	女	
総数	107,226	79.2	20.8	60.2
内科	39,564	84.0	16.0	61.7
呼吸器内科	703	84.8	15.2	57.2
循環器内科	2,135	91.1	8.9	59.9
消化器内科(胃腸内科)	3,606	87.1	12.9	58.7
腎臓内科	1,075	73.6	26.4	56.6
脳神経内科	589	82.5	17.5	58.5
糖尿病内科(代謝内科)	1,120	66.8	33.2	54.5
血液内科	32	78.1	21.9	54.4
皮膚科	5,951	53.8	46.2	57.1
アレルギー科	67	80.6	19.4	64.2
リウマチ科	207	77.8	22.2	57.0
感染症内科	24	91.7	8.3	52.9
小児科	6,909	66.0	34.0	61.0
精神科	4,327	76.2	23.8	58.1
心療内科	637	78.2	21.8	59.2
外科	2,664	97.0	3.0	67.2
呼吸器外科	22	90.9	9.1	61.1
心臓血管外科	116	99.1	0.9	56.4
乳腺外科	392	68.4	31.6	56.5
気管食道外科	4	100.0	0.0	64.1
消化器外科(胃腸外科)	228	96.9	3.1	64.1
泌尿器科	2,032	97.1	2.9	60.6
肛門外科	266	94.4	5.6	62.6
脳神経外科	1,135	96.9	3.1	61.8
整形外科	8,101	96.0	4.0	60.9
形成外科	635	68.5	31.5	53.0
美容外科	926	75.4	24.6	43.4
眼科	8,612	62.9	37.1	58.3
耳鼻いんこう科	5,480	80.5	19.5	60.1
小児外科	33	72.7	27.3	62.0
産婦人科	4,092	71.5	28.5	60.3
産科	92	87.0	13.0	57.4
婦人科	1,157	56.8	43.2	60.9
リハビリテーション科	161	67.1	32.9	59.9
放射線科	494	67.4	32.6	57.2
麻酔科	565	71.5	28.5	57.8
病理診断科	47	78.7	21.3	66.6
臨床検査科	7	57.1	42.9	61.6
救急科	33	87.9	12.1	44.9
臨床研修医	12	83.3	16.7	33.2
全科	133	80.5	19.5	47.1
その他	1,068	67.4	32.6	55.7

厚生労働省「令和2(2020)年医師・歯科医師・薬剤師統計の概況」より作成

\*厚生労働省「令和2(2020)年医師・歯科医師・薬剤師統計の概況」

2022年3月に発表された医師、歯科医師、薬剤師を対象にした調査です。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/ishi/20/index.html>

# 医療機関でみられる 人事労務Q&A



## 『週4日勤務のパート職員の年次有給休暇5日取得義務』



4月に、1日の所定労働時間が6時間で週4日勤務してもらうパート職員を採用しました。10月に年次有給休暇（以下、年休）を付与する予定ですが、このパート職員も、正職員と同様、付与日から1年間に年5日の年休を取得させる必要があるのでしょうか？



パート職員であっても、年休が10日以上付与される場合、付与した日から1年間で5日取得させる義務（以下、取得義務）が発生します。週4日勤務のパート職員が、勤続6ヶ月となる10月に付与される年休日数は7日となるため、勤続6ヶ月の時点において年5日の年休の取得義務は発生しません。

### 詳細解説：

#### 1. パート職員への年休の比例付与

労働基準法では、入職日から6ヶ月継続勤務し、かつ全労働日の8割以上を出勤した職員に、正職員、パート職員など雇用形態に関わらず年休を付与することを定めています。週の所定労働時間が30時間未満のパート職員などは、所定労働日数に応じて年休の付与日数が決定します（比例付与）。この年休日数は、下表のとおりです。



今回の質問の週4日勤務のパート職員は、入職して6ヶ月の時点では年休の付与日数が7日（下表参照）のため、取得義務は発生しませんが、3年6ヶ月勤務した場合、付与日数は10日となるため、この時点から取得義務が発生します。取得義務は、下表の網掛けに該当する職員に発生します。なお、前年度から繰り越した年休と新たに付与される年休を合算して10日以上になったとしても、取得義務は発生しません。

勤続年数によって取得義務が発生することもあるため、年休の付与日、付与日数、取得義務の有無、残日数等の管理は、正職員・パート職員を問わず、しっかり行いましょう。

#### 2. 年休の5日取得義務

取得義務は、パート職員を含む1年間に10日以上年休が付与される職員に発生します。

【表】年休の付与日数一覧

			雇入れ日から起算した継続勤務期間の区分に応ずる年休の日数						
週所定労働時間	週所定労働日数	1年間の所定労働日数 (週以外の期間によって労働日数が定められている場合)	6ヶ月	1年 6ヶ月	2年 6ヶ月	3年 6ヶ月	4年 6ヶ月	5年 6ヶ月	6年 6ヶ月以上
30時間以上			10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
30時間 未満	5日以上	217日以上							
	4日	169日～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
	3日	121日～168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
	2日	73日～120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
	1日	48日～72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

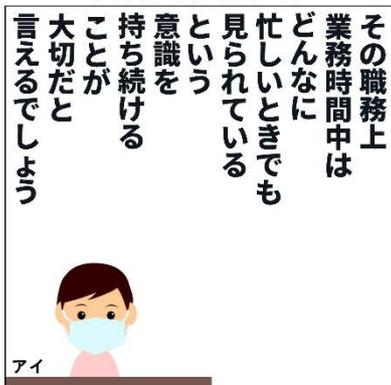
# 事例で学ぶ 4コマ劇場

## 今月の接遇ワンポイント情報

### 『見られている』



#### 見られている



## ワンポイントアドバイス

事例でのアイさんは、受付にいたようですが、患者様がおらず緊張感が途切れ、あくびが出てしまいました。そこにちょうど患者様がいらっしゃったようですね。

診療時間中は、どんなに忙しいときであっても、「患者様から見られている」という意識を持ち続けることが大切です。いつ、だれが見ているか分からないという緊張感を持って、表情や姿勢に気を配らなければなりません。

事例でのアイさんのようなあくびだけでなく

- 壁にもたれかかった姿勢で立っていませんか？
- 片足に体重をかけて立っていませんか？
- 腕を組んで仁王立ちのように立っていませんか？
- しかめっ面をしていませんか？
- 座った状態で頬杖をついていませんか？
- 座った状態で椅子の背にもたれかかっていませんか？

これらのような無意識での姿勢や行動が患者様の目に入ってしまうと、日頃から築いてきた信頼や安心に、残念な影を差してしまうこととなります。

このような姿勢や行動にならないよう、あるクリニックでは自分の姿や顔が目に入りやすい位置に姿見や卓上の鏡を設置しています。そうすることで、目にした時にずっと姿勢を伸ばしたり、表情を引き締めたりするようになるそうです。

忙しさの中で忘れがちですが、私たちは「常に見られている」という意識を持ち続けられるよう、毎日声を掛け合って取り組むとよいでしょう。